

## 第7期流山市高齢者支援計画(案) 概要版

### 計画の背景・位置付け P1-6

- 老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者に関するサービス見込み量や整備方針を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。
- 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域でいつまで住み続けられる地域づくりのため、第6期における地域包括ケアシステムの着実な構築を目指していきます。
- 『地域ぐるみの支え合いでつくる元気で生き生き安心 流山』の考え方のもと、「自助・共助・公助」として、市民一人ひとり、地域、行政の取り組みを整理します。

### 計画期間・関連する諸計画 P4

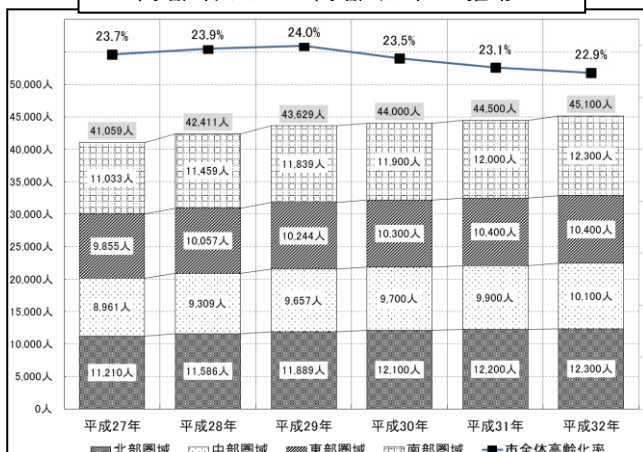
- 計画期間：平成30年度～平成32年度までの3年間。

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
総合計画	後期基本計画							次期	
	中期実施計画				下期実施計画			総合計画	
地域福祉計画(5か年)	第2期計画				第3期計画				
高齢者支援計画(3か年)	第5期		第6期			第7期			
障害福祉計画(3か年)	第3期		第4期			第5期			
子ども子育て支援総合計画					子ども子育て支援総合計画				

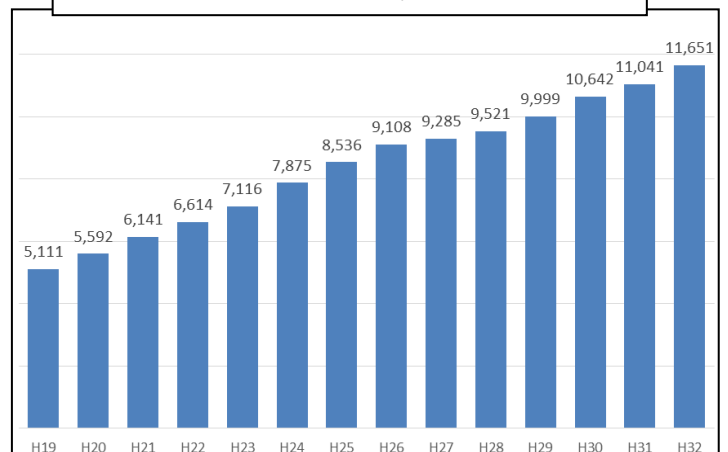
### 流山市の高齢者人口・介護保険の現状と見込み P8-13・35-37

- つくばエクスプレス沿線の開発に伴って子育て世代の転入者が多いこと等が影響し、高齢化率は低下していますが、高齢者の実数は増加しています。
- 介護保険の給付費は、要支援・要介護認定者数・介護保険サービス利用者の増加に伴って、増加傾向が続いています。

高齢者人口と高齢化率の推移



介護保険給付費の推移(単位:百万円)  
※H29～H32は見込み



## 基本方針・施策目標及び各事業 P40-101

地域福祉計画（H28策定）は、「自助・共助・公助」による役割分担により、地域の子カラを高めることを主眼としています。本計画は地域福祉計画における高齢者施策を具体化する計画です。

### 自助：高齢者が活躍できる地域・社会を実現するには、

- ◇ 自身が健康であるためにも、今後の地域・社会の活力を維持するためにも、自身の能力を活かせる就労や地域活動への参加を積極的に呼びかけていく必要があります。

施策目標	主な事業
目標1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり	○ 健診や各種保健施策など
目標2 生きがいのある地域づくり	○ 就業支援・外出支援・高齢者福祉センター森の倶楽部運営・生涯学習施策など
目標3 介護予防と社会参加の推進	○ 介護予防事業や社会参加の推進 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

### 共助：地域包括ケアシステムを着実に構築していくためには、

- ◇ 市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に係るすべての人・機関が、「福祉の担い手」となって連携・協働し、地域ぐるみで取組みを進めていく必要があります。

目標4 介護・福祉サービスの充実	○ 高齢者なんでも相談室の機能強化など ○ 在宅介護や認知症への支援、介護人材施策など
目標5 介護と医療の連携推進	○ 地域・在宅等での生活を継続するための、地域における医療と介護の多職種間の連携など

### 公助：安心して利用・参加できる環境を整えるためには、

- ◇ 人口動態やニーズに応じた介護・福祉サービスの給付体制の整備、担い手の確保を行い、安心して利用できるサービス・制度を整えます。

目標6 在宅での生活の継続を支える地域づくり	○ 災害に備えた地域支え合い活動の推進など ○ 権利擁護にむけた認知症への総合的対応、成年後見制度の研究・促進など
目標7 高齢者の住まいに係る施策の推進	○ 高齢者住み替え支援制度の推進など ○ 高齢者専用住宅の整備や住宅改造費助成など

## 第7期の介護保険サービス・介護保険給付 P102-128

- 高齢者人口の増加に伴う介護保険サービスの需要増加により、介護保険料の増額が必要となりますが、介護給付費準備基金（残高：約4億円）のうち3億5千万円を活用することで、その上昇額を210円抑制し、保険料基準月額を5,280円とします。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \underline{4,980} & + & \underline{510} & - & \underline{210} & = & \underline{5,280} \\
 \text{第6期の} & & \text{本来の} & & \text{準備基金の活用} & & \text{第7期の} \\
 \text{基準月額} & & \text{増額分} & & \text{による抑制額} & & \text{基準月額}
 \end{array}$$

実質的な増額分 月額300円

○ 第6期と第7期の介護保険料所得段階設定の比較

第6期(平成27～29年度)の介護保険料所得段階表

保険料段階	対象者	保険料額	
		年額 【基準額×料率】	月額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	22,000 円 【基準額×0.37】	( 1,833 円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	33,000 円 【基準額×0.55】	( 2,750 円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	41,700 円 【基準額×0.7】	( 3,475 円)
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	50,700 円 【基準額×0.85】	( 4,225 円)
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	59,700 円 【基準額】	4,980 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	68,600 円 【基準額×1.15】	( 5,717 円)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	74,600 円 【基準額×1.25】	( 6,217 円)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	77,600 円 【基準額×1.3】	( 6,467 円)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	89,500 円 【基準額×1.5】	( 7,458 円)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	95,500 円 【基準額×1.6】	( 7,958 円)
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	101,400 円 【基準額×1.7】	( 8,450 円)
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	107,400 円 【基準額×1.8】	( 8,950 円)
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	113,400 円 【基準額×1.9】	( 9,450 円)
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	119,400 円 【基準額×2.0】	( 9,950 円)
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	125,300 円 【基準額×2.1】	( 10,442 円)
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	131,300 円 【基準額×2.2】	( 10,942 円)
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	140,200 円 【基準額×2.35】	( 11,683 円)
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	149,200 円 【基準額×2.5】	( 12,433 円)

※保険料月額について、( )の金額は、保険料年間額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。

※第1段階は、低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、25,000円から3,000円減額した金額となっています。

**第7期(平成30～32年度)の介護保険料所得段階表  
(現時点の介護報酬等に基づいて算定しています。)**

保険料段階	対象者	保険料額	
		年額 【基準額×料率】	月額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	23,400円 【基準額×0.37】	(1,950円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	34,800円 【基準額×0.55】	(2,900円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	44,300円 【基準額×0.7】	(3,692円)
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	53,800円 【基準額×0.85】	(4,483円)
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	63,300円 【基準額】	5,280円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	72,700円 【基準額×1.15】	(6,058円)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	79,100円 【基準額×1.25】	(6,592円)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	82,200円 【基準額×1.3】	(6,850円)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	94,900円 【基準額×1.5】	(7,908円)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	101,200円 【基準額×1.6】	(8,433円)
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	107,600円 【基準額×1.7】	(8,967円)
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	113,900円 【基準額×1.8】	(9,492円)
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	120,200円 【基準額×1.9】	(10,017円)
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	126,600円 【基準額×2.0】	(10,550円)
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	132,900円 【基準額×2.1】	(11,075円)
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	139,200円 【基準額×2.2】	(11,600円)
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	148,700円 【基準額×2.35】	(12,392円)
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	158,200円 【基準額×2.5】	(13,183円)

※保険料月額について、( )の金額は、保険料年間額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。

※第1段階は、低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、26,500円から3,100円減額した金額となっています。